

第 1 4 号議案

中野区組織条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区組織条例の施行に伴い、関係条例の整理をする必要がある。

中野区組織条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中野区職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 中野区職員の定年等に関する条例（昭和59年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「地域支えあい推進室」を「地域支えあい推進部」に改める。

(中野区入札監視委員会条例の一部改正)

第2条 中野区入札監視委員会条例（平成20年中野区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「経営室」を「総務部」に改める。

(中野区産業振興審議会条例の一部改正)

第3条 中野区産業振興審議会条例（平成25年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市政策推進室」を「区民部」に改める。

(中野区財産価格審議会条例の一部改正)

第4条 中野区財産価格審議会条例（平成26年中野区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「経営室」を「総務部」に改める。

(中野区行政不服審査法施行条例の一部改正)

第5条 中野区行政不服審査法施行条例（平成28年中野区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「経営室」を「総務部」に改める。

(中野区名誉区民条例の一部改正)

第6条 中野区名誉区民条例（平成28年中野区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条中「経営室」を「総務部」に改める。

(中野区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 中野区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年中野区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第16条中「経営室」を「総務部」に改める。

(中野区基本構想審議会条例の一部改正)

第8条 中野区基本構想審議会条例(平成30年中野区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条中「政策室」を「企画部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。